

八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1. 計画策定の経緯

平成 25 年 4 月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザや、これと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、市においても、新型インフルエンザ等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付けられた。

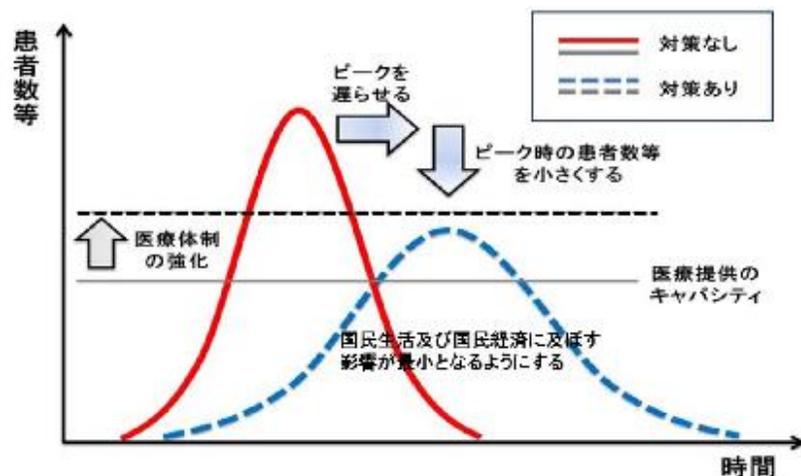
2. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3. 対策の主たる目的と被害想定

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

<対策の効果 概念図>



【新型インフルエンザ等発生時の被害想定】

	八幡浜市	愛媛県	全国
り患者数	9,250 人	357,873 人	3,200 万人
医療機関受診者数	7,215 人	285,875 人	約 2,500 万人
入院患者数	197 人	6,741 人	約 53 万人
死亡者数	66 人	2,187 人	約 17 万人

4. 市行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

- ・市行動計画の策定
- ・新型インフルエンザ等発生前から、県、近隣市町、関係機関等との連携体制の整備、庁内関係部局と認識の共有及び連携を図り、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備する。
- ・国が緊急事態宣言を行った場合、市は必要に応じ、八幡浜市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、八幡浜市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

- ・新型インフルエンザ等の発生状況や感染予防対策等について情報提供する。
- ・インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供する。
- ・県の要請に応じ、市民からの問い合わせに対応する健康相談窓口を設置する。

(3) 予防・まん延防止

- ・個人や職場等における基本的な感染予防対策や感染拡大防止策について普及啓発・要請を行う。
- ・県が、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等を行った場合は、市民及び関係機関等に周知する。

(4) 予防接種

- ・特定接種：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に対する予防接種を行う。
- ・住民接種：国が決定する接種順位に従い、市民に対する予防接種を行う。

(5) 医療

- ・診療体制の確保や在宅で療養する患者の支援等のため、地元医師会及び医療機関等と連携を図る。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、新型インフルエンザ等発生前から、県や関係機関等と連携して対策の準備を行う。
- ・要援護者への支援、適切な火葬の実施、水の安定供給、生活関連物資の価格の安定等、市民生活及び市民経済の安定を確保するための対策を行う。

5. 発生段階

国の発生段階の移行については、政府対策本部にて決定し、地域における発生段階の移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断する。市は、市行動計画等で定めた対策を県の発生段階に応じて実施することとする。

国	愛媛県及び八幡浜市
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
【国内発生早期】 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県外発生期（地域未発生期）】 いずれかの都道府県において患者が発生しているが、県内において患者が発生していない状態
【国内感染期】 いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態	【県内発生早期（地域発生早期）】 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【小康期】 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	【県内感染期（地域感染期）】 県内の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態

6. 発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	県外発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	・発生に備えた準備	・県内発生の遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制の整備	同左	・県内での感染拡大をできる限り抑える ・適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の確保 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える	・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・行動計画の策定 ・体制の整備と連携の強化	・発生状況の情報収集	同左	・県の対策等を踏まえ、市における対策を決定	・市における対策や具体的な取り組みの準備、実施 ・流行状況に応じ、対策の変更、追加	・緊急事態解除宣言が行われた時は、市対策本部を廃止する ・対策の評価と行動計画の見直し
緊急事態宣言が行われている場合、市対策本部の設置						
情報提供・共有	・情報提供・共有についての体制の整備	・市民等へ情報提供 ・健康相談窓口の設置	・市民等へ情報提供 ・健康相談窓口の充実、強化	・市民等へ情報提供 ・健康相談窓口の拡充	同左	・市民へ流行の第一波の終息と第二波の可能性の情報提供 ・情報提供のあり方の見直し ・健康相談窓口の縮小
まん延防止	・個人や職場での感染予防の普及啓発	同左	・個人や職場での感染予防の普及啓発 ・事業所等へ感染予防対策の要請	同左 ※緊急事態宣言下 ・外出自粛要請、施設使用制限の周知	同左	・引き続き、個人や職場での感染予防の普及啓発
予防接種	・予防接種の実施体制の整備	・特定接種の実施 ・住民接種の準備	・住民接種の実施	同左	同左	同左
医療	・県が実施する研修や訓練に協力	・市民へ医療体制の周知 ・医療機関等へ情報提供	同左	同左	・医療体制の確保 ・自宅で療養する患者の支援 ※緊急事態宣言下 ・県が行う臨時的医療施設の設置に協力	・医療機関等へ情報提供
市民生活及び市民経済の安定の確保	・要援護者の把握 ・火葬能力の把握 ・物資、資材の備蓄	・事業者へ感染予防対策の準備要請 ・要援護者へ情報提供 ・遺体安置施設等の準備	・市民へ消費者として適切な行動の呼びかけ ・事業者へ売惜しみ等生じないよう要請 ・要援護者へ情報提供 ※緊急事態宣言が行われている場合 ・水の安定供給 ・生活関連物資の価格の安定	・事業者へ感染予防対策等の要請 ・市民へ消費者として適切な行動の呼びかけ ・事業者へ売惜しみ等生じないよう要請 ※緊急事態宣言下 ・水の安定供給 ・生活関連物資の価格の安定 ・要援護者への生活支援 ・埋葬、火葬の特例	同左	・市民へ消費者として適切な行動の呼びかけ ・事業者へ売惜しみ等生じないよう要請